

別記

自家用電気工作物保安業務仕様書

1 総則

自家用電気工作物保安業務（以下「委託業務」という。）については、この仕様書に定めるほか、電気事業法（昭和39年法律第170号）電気事業法施行規則（平成7年10月18日号外、通商産業省令第77号）及び受託者の保安業務受託規程に基づいて実施するものとする。各対象施設の長を以下「甲」とし、受託者を以下「乙」とする。

2 委託業務の対象施設

対象施設は次のとおりとし、当該業務を対象施設ごとに実施するものとする。

- (1) 岩手県立総合教育センター 花巻市北湯口第2地割82番1
- (2) 岩手県立生涯学習推進センター 花巻市北湯口第2地割82番13

3 委託業務の従事職員

- (1) 乙は、委託業務を実施するに当たって、電気主任技術者免状の交付を受けた者を委託業務担当者（以下「業務担当者」という。）として選任し、その者の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号について、書面で甲に報告しなければならない。
- (2) 乙は、業務担当者に常に身分証明書を携行させるとともに、業務担当者であることを甲に対して明らかにしておかなければならない。また、甲から身分証明書の提示を求められた場合には、速やかにそれを提示させなければならない。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

4 委託業務の実施

- (1) 乙は、自家用電気工作物が法令等に定める基準に適合するよう維持し、保安を確保するため、「自家用電気工作物保安業務内容明細書（別紙）」に定める自家用電気工作物の設備内容及び「維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）（別表1）」に掲げる項目について実施するものとする。併せて、自家用電気工作物の変更等工事が施工される期間中においては、「工事に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（別表2）」に掲げる項目について実施するものとする。

ただし、次に掲げる自家用電気工作物が、漏れ電流測定等により異常の有無の点検が行われ、かつ、甲が実施した点検記録等を乙により確認されているものについては、この限りでない。なお、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあっては、乙は、直接目視点検等の必要な点検を可能な手段で行うものとする。

- ① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

イ 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

エ 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器

オ 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

- ② 設置場所の特殊性のため、点検が困難な自家用電気工作物
 - ア 立入に危険を伴う場所（高所での危険作業を伴う場所等）
 - イ 情報管理のため立入が制限される場所（電算室等）
 - ③ 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等
- (2) 乙は、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中の点検（毎週1回以上）、月次点検及び年次点検を行うものとし、点検の結果、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、自家用電気工作物の維持に関する必要な指導及び助言を行うものとする。
- また、乙は甲に日常巡視等における異常等の有無の問診を行い、異常があった場合には点検を行うものとする。
- (3) 甲は、点検業務の実施結果について業務担当者等から報告を受け、その記録及び当該業務を実施した業務担当者等の氏名を確認し保存するものとする。
- (4) 委託業務を実施するに当たって、必要とする機器及び消耗品は、乙の負担とする。
- (5) 乙は、委託業務を実施する前に、甲と打ち合わせを行い、対象施設の運営に支障をきたさないよう十分に配慮しなければならない。
- (6) 乙は、委託業務の実施を原則として、平日の午前8時30分から午後5時までの間に行うものとする。ただし、年次点検については、対象施設の業務に支障のない日に実施すること。

5 事故発生時の対応

- (1) 乙は事故発生時に備え、緊急連絡方法を明確にし、24時間対応できる体制をとらなければならない。
- (2) 乙は、自家用電気工作物に事故が発生した場合には、遅滞なく（2時間以内）対象施設に到達しなければならない。
- (3) 乙は、事故・故障の発生や発生するおそれの連絡を甲から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等必要な措置及び指示をするとともに、状況に応じて臨時点検を行い、原因が判明した場合は、再発防止のための措置等について、指示又は助言を行うものとする。また、電気事業法第106条第4項の規定に基づく電気関係報告規則に定める事故報告に該当する場合、報告についての指示を行うものとする。

6 電気工作物検査官による検査

- (1) 対象施設の自家用電気工作物について電気事業法第107条第3項に規定する電気工作物検査官による検査が実施されることとなった場合、乙は、提出書類を作成し、検査に立ち合わなければならない。
- (2) 乙は、電気工作物検査官による検査が実施される場合の提出書類について、事前に甲の承認を受けなければならない。

7 経済産業局への申請、届出

乙は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書並びに保安規程届出書等の必要書類を作成し、関東東北産業保安監督部長に提出するものとする。ただし、乙が引き続き前年と同一のものである場合は、この申請及び届出は必要ないものとする。

また、保安規程等に変更等があった場合には、必要な書類を作成し提出するものとする。

なお、申請、届出に係る費用は、保安業務委託料に含むものとする。

8 提出書類

(1) 緊急連絡体制 1部

(2) 保安業務担当者名簿 1部

乙は保安業務担当者の名簿（主任技術者免状の種類及び番号を記載のこと。）を提出すること。

(3) 点検報告書 1部

乙は作業終了後、担当者の確認を受け、報告書を提出すること。

また、緊急対応等を実施した場合には随時報告書を提出するものとする。

9 記録の保存

保安業務の結果の記録等は甲、乙双方において3年間保存するものとする。

臨時点検周期（必要の都度）の説明

- 1 次に掲げる電気工作物については、下記のそれぞれの場合において、異常状況の点検、絶縁抵抗測定及び絶縁耐力試験（高圧機器に限り必要に応じ行うものとする。以下同じ。）を行う。
 - イ. 高圧機器が損壊し、受電設備の大部分に影響を及ぼしたと思われる事故が発生した場合は、受電設備すべての電気工作物を対象とする。
 - ロ. 受電用遮断器（電力ヒューズを含む）が遮断動作をした場合は、遮断動作の原因となった電気機器。
 - ハ. 高圧受電盤の指示計器に異常が発生した場合は、その指示計器。ただし、試験は計器校正試験のみ行う。
 - ニ. 事故が発生した場合、又は点検の結果事故が発生するおそれがあると認められる場合は、その電気機器。

- 2 高圧機器に内蔵する絶縁油の点検については、過負荷、漏油等の異常が認められる場合点検し、汚損、異臭等があれば絶縁油の絶縁耐力試験及び酸化試験を行う。

- 3 継電器動作特性試験は、遮断器と継電器との結合動作試験において所定の動作をしなかった場合に行う。

- 4 低圧の配電線及び配線器具に異常が発生した場合は、絶縁抵抗測定等により異常状況の点検を行う。

点検又は試験の一部又は全部を実施しない電気工作物

電気工作物の種類	実施しない点検又は試験
電気火災警報器・昇降設備のように取扱いに法令による特定の資格を要するもの、及びオートメーションされた工作機械群のように取扱いに高度の専門技術を要するもの。	主開閉器から各機器の1次側電路までの点検、及び絶縁抵抗測定（実施可能なものに限る）以外の点検及び試験。
移動して使用する電気機器、及びそれに付属する電線。	常時電路に接続して使用されるもの、及び点検時現場に置かれてある物以外の点検及び試験。

別紙

自家用電気工作物保安業務内容明細書

1 自家用電気工作物保安業務とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）電気事業法施行規則（平成7年10月18日号外、通商産業省令第77号）及び受託者の保安業務受託規程に基づいて、委託者が設置する施設の電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物（以下「自家用電気工作物」という。）について、電気事業法施行規則で定める技術基準に適合するように維持するための業務をいう。

2 自家用電気工作物が設置されている施設

この契約の対象となる自家用電気工作物が設置されている施設及び設置は、次のとおりとする。

施設名	所在地	業種	受電設備容量 (kVA)	非常用予備発電装置容量 (kVA)	使用
岩手県立総合教育センター	花巻市北湯口第2地割82番1	教育施設	1,155	300	通年
岩手県立生涯学習推進センター	花巻市北湯口第2地割82番13	地方公務	600	115	通年

3 点検実施項目

対象施設に係る自家用電気工作物の設備点検等実施項目は、「維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）（別表1）」のとおりとする。

なお、委託業務期間中に自家用電気工作物の変更等工事が施工される場合の設備点検等実施項目は、「工事に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（別表2）」のとおりとする。

別表 1

維持及び運用に関する巡視、点検及び測定・試験の基準（需要設備）

維持及び運用の巡視、点検及び測定・試験

設備	点検項目	定期点検			臨時点検	
		月次点検	年次点検		必要の都度	
		1回/1か月	1回/1年	1回/3年		
引込設備	区分開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験		○		
		継電器の動作特性試験			○	
		開閉器と継電器の連動試験		○		
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
受電設備	断路器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		継電器の動作試験			○	
		継電器の動作特性試験			○	
	遮断器、開閉器と継電器の連動試験				○	
		変圧器	外観点検	○	○	
			絶縁抵抗測定		○	
			絶縁油の酸価度試験			○
	絶縁油の絶縁破壊電圧試験				○	
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	避雷器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	母線等	外観点検	○	○		
絶縁抵抗測定			○			
その他の高圧機器	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			

設備		点検項目	定期点検			臨時点検
			月次点検	年次点検		必要の都度
				1回/1か月	1回/1年	
受・配電盤	配電盤、制御配線	外観点検	○	○		
		電圧、電流の測定	○			
		絶縁抵抗測定		○		
		計器校正試験				○
		シーケンス試験			○	
	低圧絶縁監視装置等	装置の点検	○	○		
		許容誤差試験		○		
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○		
		接地抵抗測定		○		
		漏えい電流測定	○			
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○		
配電設備	電線路	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
負荷設備	機器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	配線、制御配線	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	開閉器	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
遮断器	外観点検	○	○			
	絶縁抵抗測定		○			
非常用予備発電装置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		始動・停止試験	○	○		
		継電器の動作試験		○		
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
	遮断器、開閉器、配電盤、制御配線等	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		
		電圧、周波数（回転数）の測定	○			
継電器の動作試験				○		
		インターロック試験		○		
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○		
		電圧測定	○			
		比重測定		○		
		液温測定		○		
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○		
		絶縁抵抗測定		○		

- 注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
- 2 「月次点検」とは、設備が運転中の状態において点検を実施するものをいい、「年次点検」とは、主として停電により設備を停止状態にして点検を実施するものをいう。
 - 3 電気工作物の設置状態により点検項目の一部又は全部を省略することがある。
 - (1) 引込設備の絶縁抵抗測定は、停電範囲により実施できないことがある。
 - (2) 接地抵抗測定は、過去の実績によりその一部又は全部を省略することがある。
 - (3) 絶縁油の酸価度試験及び絶縁破壊電圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、一部又は全部を省略することがある。
 - (4) 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、当該電路の接地線の取外しが困難な場合、漏えい電流測定に代えることがある。
 - (5) 次の設備以外の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験にあつては、その一部又は全部を省略することがある。
 - a 引込設備の区分開閉器
 - b 受電設備の主遮断装置及びこれと同一場所に設置された遮断器、負荷開閉器
 - c 非常用予備発電装置の遮断器、開閉器
 - (6) 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、内部抵抗測定に代えることがある。
 - 4 各点検項目は、機器ごとの信頼性並びに各点検項目と同等と認められる手法によって確認した場合にあつては、その結果により当該点検の一部に代えることがある。
 - (1) 負荷設備の絶縁抵抗測定は、低圧電路の絶縁状態を監視する「低圧絶縁監視装置」、「漏電監視装置」等を用いる場合、その監視により当該点検に代えることがある。
 - (2) 引込設備、受電設備及び配電設備の絶縁抵抗測定は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において部分放電検出等による「絶縁診断測定」に代えることがある。
 - (3) 引込設備の継電器の動作試験及び開閉器と継電器の連動試験は、機器ごとの信頼性により、3年に2回以内の範囲において「制御配線点検」及び「継電器単体試験」に代えることがある。
 - 5 低圧需要設備の移動用の非常用発電設備については、装置を電路に接続しない期間においては、月次点検の周期を6か月に1回とする。

2 臨時点検

電気工作物に事故・故障が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、その都度点検及び測定・試験を行う。

別表 2

工事に関する巡視、点検及び測定・試験の基準

工事期間中の巡視、点検及び竣工検査

設備		点検項目	工事期間中の 巡視、点検	竣工検査
引込設備	区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受電設備	断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ、リアクトル、避雷器、計器用変成器及び母線等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作特性試験		○
		遮断器、開閉器と継電器の連動試験		○
		絶縁耐力試験		○
受・配電盤		外観点検	○	○
		シーケンス試験		○
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○
		接地抵抗測定		○
構造物	受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○
配電設備	電線路	引込線に準じる	○	○
発電設備(非常用予備発電装置を含む)	原動機、発電機、始動装置等 風車、支持工作物 太陽電池発電所 燃料電池発電所	外観点検	○	○
		始動・停止試験		○
		絶縁抵抗測定		○
		継電器の動作試験		○
		絶縁耐力試験		○
		インターロック試験		○
蓄電池設備	蓄電池、充電装置及び付属装置	外観点検	○	○
		電圧測定		○
		比重測定		○
		温度測定		○
負荷設備	配線、配線器具等	外観点検	○	○
		絶縁抵抗測定		○
配電線路	電線路、電源供給器等	外観点検		○
		絶縁抵抗測定		○

注1 ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。

- 2 発電設備試験の実施については、受託者と協議する。
- 3 蓄電池設備のうち蓄電池に関わる比重測定及び温度測定は、その構造上測定できない場合に限り省略する。

2 巡視、点検及び測定・試験の周期

区分		点検の種別	周期
配電線路を管理する事業場		竣工検査	工事完了後
発電所	内燃力又はガスタービンを原動力とする火力発電所		
	太陽電池発電所		
	風力発電所		
上記以外の発電所		工事期間中の巡視、点検 竣工検査	毎週 1 回 工事完了後
需要設備			

注 工事期間中の巡視、点検は、工事工程に合わせ実施する。